

申請に必要な書類

	医療費 医療手当	障害児養育年金	障害年金	死亡一時金	葬祭料
請求書 (HPからダウンロード可)	●	●	●	●	●
受診証明書 (HPからダウンロード可)	●				
領収書等	● ※医療費等の自己負担額がわかるもの)				
診断書 (HPからダウンロード可)		●	● ※障害児養育年金の受給者が障害年金の申請を行う場合性は18歳の誕生日以降の日付の診断書		
死亡診断書、 死体検案書等				●	●
埋葬許可証等					● ※埋葬許可証等の請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証等の書類
接種済証、 母子手帳等	● ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証するもの	● ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証するもの	● ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証するもの	● ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証するもの	● ※受けた予防接種の種類及びその年月日を証するもの
診療録等	● ※発症日、症状を証するカルテ等	● ※障害の状態に至った年月日、接種により障害の状態になったことを証するカルテ等	● ※障害の状態に至った年月日、接種により障害の状態になったことを証するカルテ等	● ※接種による死亡を証するカルテ等	● ※接種による死亡を証するカルテ等
住民票		● ※障害児が属する世帯全員分		● ※配偶者ではない請求者は、死亡者と同一生計であったことを明らかにできるもの	
戸籍謄本、 健康保険証等		● ※障害児の養育を明らかにできるもの		● ※請求者と死亡者間の関係を明らかにできる戸籍謄本又は抄本	● ※請求者と死亡者間の関係を明らかにできる戸籍謄本等又は抄本
その他				● ※請求者と死亡者が内縁関係にあった場合は、関係性が証明できるもの	● ※請求者と死亡者が内縁関係にあった場合は、関係性が証明できるもの

アナフィラキシー等の即時型アレルギーに係る請求について

- ◎新型コロナワクチン接種後4時間以内に発症したアナフィラキシー等の『即時型アレルギー反応』
- ◎接種日を含め7日以内に治癒・終診（例：4/1に接種 ⇒ 4/7までに治癒した場合）
- ◎症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると様式(6-1-1)の記載医が判断した場合は含めません。

上記に該当する場合は、医療機関で様式6-1-1の記載を受けて提出すれば診療録等は不要になります。

申請にあたっての注意事項（必ずお読みください）

- ・厚生労働省からは、一般的な発熱や局所の腫れなどは、予防接種で通常起こりうる軽い症状として、健康被害には該当しないとの見解が示されています。
- ・申請に必要な受診証明書や診療録(カルテ)等の手数料は給付対象外であり、自己負担となります。また、医療費においては差額ベッド代や薬の容器代などの保険適用外の場合は給付対象外となります。
- ・申請後、区や都による内容確認や国の審査会において、基礎疾患等の関連するカルテの写し等の追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・申請があったものは、本区が設置する予防接種健康被害調査委員会での審議を経て、厚生労働省において、疾病・障害認定審査会に諮問し審査を行います。現在、厚生労働省が申請を受理してから審査会における審議結果が通知されるまで、6～12か月の期間を要しています。